



# 鳥取県公報

令和5年4月25日（火）  
第9492号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（222）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2
	手数料の徴収事務の委託（223）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（224）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（225）（生産振興課）・・・・・・・・・・ 3
	基本測量の終了（226）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（227）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託（11）（図書館）・・・・・・・・・・ 5
◇ 病院局告示	鳥取県立中央病院オンライン診療システムに係る医療費の収納事務の委託
	（7）（総務課）・・・・・・・・・・ 5
	県立病院債権回収業務に係る収納事務の委託（8）（〃）・・・・・・・・・・ 5
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況（4）（議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 6

# 告 示

## 鳥取県告示第222号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	令和5年6月2日（金）	午前11時から午後4時 まで	倉吉市葵町722 倉吉市役所
〃	令和5年6月6日（火）	〃	〃
〃	令和5年6月9日（金）	〃	〃
〃	令和5年6月13日（火）	〃	〃
〃	令和5年6月16日（金）	〃	〃
〃	令和5年6月20日（火）	午後1時から午後3時 まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎

## 鳥取県告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会  
公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

### 2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年2月27日まで

## 鳥取県告示第224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1

### 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

J R西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 島根県松江市朝日町伊勢宮472-2

### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

6の書類に記載のとおり

### 4 変更年月日

令和4年5月29日ほか

- 5 届出年月日  
令和5年4月13日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和5年4月25日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第225号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
一般財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

---

**鳥取県告示第226号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町
- 3 終了年月日 令和5年3月31日

---

**鳥取県告示第227号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 理事 井 中 信 一 | 東伯郡北栄町六尾324      |
| 〃 米 田 英 一  | 東伯郡北栄町妻波1211     |
| 〃 横 山 浩 一  | 東伯郡北栄町下種507-4    |
| 〃 河 本 俊 明  | 東伯郡北栄町大谷258-1    |
| 〃 山 脇 茂 則  | 東伯郡北栄町大谷813-6    |
| 〃 梅 津 作    | 東伯郡北栄町大谷787-2    |
| 〃 山 下 義 人  | 東伯郡北栄町大谷1500     |
| 〃 三 谷 健 一  | 東伯郡北栄町妻波1380-133 |

〃	福 島 康 博	東伯郡北栄町由良宿1105
〃	井 川 敦 雄	東伯郡北栄町由良宿1561
〃	山 本 辰 雄	東伯郡北栄町由良宿656- 2
〃	盛 山 桂 一	東伯郡琴浦町大字槻下783
〃	大 西 明 和	東伯郡北栄町大島756- 5
〃	田 中 昭 光	東伯郡北栄町西穂波117
〃	木 山 専太郎	東伯郡北栄町瀬戸928- 2
〃	宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644
〃	伊 藤 栄 寿	東伯郡北栄町亀谷432
〃	濱 本 喜 幸	東伯郡北栄町妻波1401- 4
〃	日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782- 1
〃	谷 崎 春 治	東伯郡北栄町上種263- 2
〃	福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452- 1
〃	釜 本 修	東伯郡北栄町上種484- 5
〃	家 森 政 男	東伯郡北栄町西高尾847- 424
〃	長谷川 久	東伯郡北栄町西高尾489
〃	横 山 弘 一	東伯郡琴浦町大字法万365
〃	大 口 豊	東伯郡北栄町東高尾467
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	生 橋 巧	東伯郡北栄町亀谷1066- 4
〃	三 谷 和 重	東伯郡北栄町妻波1882- 3

令和5年4月6日退任

## 就任した役員の名及び住所

理 事	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	井 川 敦 雄	東伯郡北栄町由良宿1561
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507- 4
〃	山 脇 茂 則	東伯郡北栄町大谷813- 6
〃	福 山 浩	東伯郡北栄町大谷354
〃	杉 川 實 美	東伯郡北栄町大谷790- 2
〃	杉 川 等	東伯郡北栄町大谷1529
〃	山 下 正 美	東伯郡北栄町妻波1219
〃	三 谷 和 重	東伯郡北栄町妻波1882- 3
〃	福 島 康 博	東伯郡北栄町由良宿1105
〃	齋 尾 宏 伸	東伯郡北栄町由良宿147
〃	盛 山 桂 一	東伯郡琴浦町大字槻下783
〃	大 西 明 和	東伯郡北栄町大島756- 5
〃	田 中 昭 光	東伯郡北栄町西穂波117
〃	木 山 専太郎	東伯郡北栄町瀬戸928- 2
〃	宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644
〃	津 川 俊 仁	東伯郡北栄町亀谷382- 1
〃	濱 本 喜 幸	東伯郡北栄町妻波1401- 4
〃	日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782- 1
〃	谷 崎 春 治	東伯郡北栄町上種263- 2
〃	福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452- 1

〃 徳 山 篤 仁 東伯郡北栄町岩坪170  
 〃 家 森 政 男 東伯郡北栄町西高尾847-424  
 〃 長谷川 久 東伯郡北栄町西高尾489  
 〃 横 山 弘 一 東伯郡琴浦町大字法万365  
 〃 大 口 豊 東伯郡北栄町東高尾467  
 監 事 田 村 昭 道 東伯郡北栄町妻波1219-1  
 〃 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502  
 〃 中 野 義 経 東伯郡北栄町亀谷651  
 〃 金 山 英 文 東伯郡北栄町東園363  
 令和5年4月7日就任 任期4年

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

委託の相手	委託期間
鳥取県立博物館振興会	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
公益財団法人鳥取市文化財団	〃
鳥取県教科図書販売株式会社	〃

## 病 院 局 告 示

### 鳥取県病院局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院オンライン診療システムに係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月25日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 委託の相手  
株式会社カラダメディカ
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 鳥取県病院局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立病院債権回収業務に係る収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月25日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 委託の相手  
弁護士法人館野法律事務所
- 2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 議 会 告 示

### 鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年4月25日

鳥取県議会議長 内 田 博 長

#### 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
6 件	4 件	3 件	1 件		3 件		

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったもの及び請求から処分の決定までに複数年度を要したものがあからである。

#### 2 審査請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県議会情報公開審査会			審査請求に対する裁決等					
	諮問	審議中	答申	認容	一部認容	棄却	却下	検討中	取下げ
3 件			3 件			3 件			

(注) 審査請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、審査請求から処理の完結までに複数年度を要したものがあからである。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 I Cカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月8日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1-1
- 5 契約金額 I Cカード運転免許証カード基体一般用 1箱当たり468,900円  
I Cカード運転免許証カード基体優良用 1箱当たり468,900円  
I Cカード運転免許証カード基体新規用 1箱当たり468,900円  
運転経歴証明書用カード基体 1箱当たり150,600円  
高速型用インクリボン 1箱当たり140,000円
- 6 随意契約による理由 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目271